

## 運営主体ごとの特徴

	運営主体	メリット	デメリット	市町村
1	保護者会	<p>①学校や地域の特色を生かした独自のクラブ運営ができる。</p> <p>②開設時間や保育料を自由に設定でき、保護者の細かいニーズにも対応できる。</p> <p>③保育料の滞納が発生しにくい。</p> <p>④会計処理等の事務的経費が抑えられる。</p>	<p><u>保護者</u></p> <p>①毎年度役員が交替するため、運営上の継承性・安定性に欠ける。</p> <p>②仕事をしている保護者が運営者になっているため、特に役員の負担が大きい。</p> <p>③会計処理や労務管理の知識に乏しい。</p> <p>④支援員の運営方針に影響を受けやすい。</p> <p><u>支援員</u></p> <p>①保護者会の運営方針に影響を受けやすい。</p> <p>②雇用や待遇が不安定である。</p>	合志市※ 菊池市※ 御船町※ <b>益城町</b>
2	地域運営委員会	<p>①保護者や支援員、地域の民生・児童委員や学校長などで組織する運営委員会がクラブ運営の決定機関であり、運営の継承性・安定性が確保できる。</p> <p>②地域ぐるみの支援が可能である。</p> <p>③会計処理等の事務的経費が抑えられる。</p>	<p><u>保護者</u></p> <p>①日常の運営は保護者が行っているため、保護者の負担は保護者会運営と大きな差はない。</p> <p>②運営委員長のリーダーシップ、運営委員の意識により活動に違いがある。</p>	山鹿市
3	NPO法人	<p>①保護者の負担が軽減され、支援員の勤務条件の統一化が図られる。</p> <p>②専任職員の配置が可能となり、適切な経理事務・労務管理ができる。</p> <p>③複数のクラブを所管することにより、運営の効率化が図られる。</p> <p>④法人格を有し、社会的信用が高まる。</p>	<p><u>保護者</u></p> <p>①保護者の利用者意識が高まり、保護者会運営よりも要望が多くなりやすい。</p> <p>②保育料の滞納が発生しやすい。</p> <p>③引受法人が必要である。法人を設立する場合には、手続きに時間を要する。</p> <p>④厳正な事務処理が必要である。</p> <p><u>事業費</u></p> <p>①保護者会への委託よりも事業費が増加する可能性がある。</p>	大津町※ 菊陽町※ 菊池市※ 御船町※ 嘉島町※ さいたま市 春日市
4	社会福祉協議会	<p>①～③ NPO法人の①～③と同じ</p> <p>④社会福祉協議会の方針に沿った独自の運営ができる。</p>	<p>①～② NPO法人の①～②と同じ</p> <p>③学童クラブ運営の実績がないため、円滑な運営まで相当な期間が必要である。</p> <p><u>事業費</u></p> <p>①保護者会への委託よりも事業費が増加する可能性がある。</p>	合志市※ 荒尾市※
5	社会福祉法人	<p>①～③ NPO法人の①～③と同じ</p> <p>④法人経営に合わせた経理事務・労務管理ができる。</p>	<p>①～② NPO法人の①～②と同じ</p> <p>③引受法人が必要である。</p> <p><u>事業費</u></p> <p>①保護者会への委託よりも事業費が増加する可能性がある。</p>	大津町※ 菊池市※ 宇土市
6	公設公営	<p>①～③ NPO法人の①～③と同じ</p> <p>④町の保育方針が迅速に発揮できる。</p>	<p>①～② NPO法人の①～②と同じ</p> <p>③運営コストが高い。</p> <p>④担当職員の配置が必要になり、行政事務の負担が増加する。</p>	熊本市 荒尾市※ 西原村 高森町
7	運営委員会 (統一組織型)	<p>①～③ NPO法人の①～③と同じ</p> <p>④NPO法人に比べて組織の設立が容易である。</p>	<p>①～② NPO法人の①～②と同じ</p> <p>③運営委員会の立ち上げ、事務局職員の確保が必要である。</p> <p><u>事業費</u></p> <p>①保護者会への委託よりも事業費が増加する可能性がある。</p>	明石市 菊陽町
8	民間事業者委託	<p>①～③ NPO法人の①～③と同じ</p> <p>④民間事業者のノウハウを活かした運営が行われる。</p> <p>⑤新規クラブの施設確保、支援員確保を行うこともできる。</p>	<p>①～② NPO法人の①～②と同じ</p> <p>③担当職員の配置が必要になり、行政事務の負担が増加する。</p> <p>※公営公設方式よりも負担減。</p> <p><u>事業費</u></p> <p>①保護者会への委託よりも事業費が増加する可能性がある。</p>	直方市 旭川市